

# II

## 各種健診事業活動

# I 1. 主な事業内容

## 1) 職域健診・被扶養者健診

- ・労働安全衛生法関係法令に基づく各種健康診断・特殊健康診断
- ・特定健康診査
- ・生活習慣病予防健診及び人間ドック
- ・行政指導に基づく特殊健康診断
- ・がん検診

## 2) 地域健診・がん検診

- ・特定健康診査及び後期高齢者健康審査等の住民健診
- ・各種がん検診

## 3) 婦人科・乳腺科・一般診療等

- ・がん精密検査、有所見者の経過観察
- ・有症状者の診察

## 4) 学生・児童生徒の健診

- ・学校保健安全法に基づく学生・児童生徒の入学時及び定期健康診断

## 5) 健康支援

- ・健康診断後の事後指導
- ・産業医活動
- ・保健指導
- ・特定保健指導
- ・メンタルヘルス支援
- ・電話相談
- ・講演会の講師派遣など
- ・健康づくり講座の開催
- ・広報誌「バランス」の発行

# II 2. 2020年度 事業全体の活動

## ■ 取り組み

2020年度は新型コロナウイルス感染症の世界的流行を起因とする経済情勢の悪化により、極めて不透明な情勢が継続した。特に2020年4月には緊急事態宣言が政府より発出され、およそ2か月間に渡り総合健診事業がほぼ停止しました。

これらの状況を踏まえ、2020年活動結果を報告致します。

### 事業目標

- 1) 成長に向けた事業基盤の強化
- 2) 公益事業の拡大

### 1. 公益事業

- 1) 保健指導及び健康教育等の事業

健康増進の啓発を目的とした「健康づくり講座」は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い開催自体を休止した代わりに、ラジオ放送にて全国に渡り健康情報を発信する事業を行った。併せてWEBを使った保健指導、保健相談などの保

健指導事業を実施し、非接触型の面談を増やすことで感染リスクの低減を図った。今後も更なる財団の公益性、公共性を高める事業として継続していく。

### 2) 健康保持・健康増進の為の広報活動

年間4回発行する広報誌「バランス」では健康保持・健康増進に関わる情報を広く公開し、今年で発行10年目を迎えた。また財団事業の報告及び健診結果の統計的な分析結果を載せた「事業年報」を毎年発行。地域・行政・健康保険組合等に配布し、併せて財団ホームページにも広く公開した。

### 2. 収益事業

- 1) 事業活動による既存契約の継続及び新規契約の獲得  
新規顧客の獲得を目的として企業情報の収集を行い、DM、テレアポ、訪問を段階的に行った。地域別や業種別に戦略を考え、お客様から興味を持っていただくような提案を進め、一般企業および健康保険組合などを中心とした訪問活

動を積極的に行い、新規顧客の獲得や新規事業所の紹介に繋げた。また、既存のお客様にはより充実した健診項目のご提案を行うとともに、適正な健診料金の提示を進めた。加えて渉外課職員に売上目標を設定し達成に向けて渉外活動の強化を行った。

#### 2) 売上管理の活用

財団事業の採算、効率を更に重視するため、一元化された売上管理表の活用を始めた。各事業から実績と売上予測を入力し、全体会議で報告及び周知を行った。これにより全職員が売上と売上予測を把握し、意識して事業に取り組める体制を構築することが出来た。

#### 3) ネットワーク健診の新予約システム安定化

2020年度より新予約システムが本稼働した。前システムに比べ本システムが利用者の受診率の向上や事務処理の迅速化に寄与したが、運用面においては今後の課題も見受けられた。また、受診者情報も蓄積されたことから、一斉メール配信による予約・受診勧奨などが実現出来る様になり、受診率向上を目指すサポート提案が可能となった。

#### 4) 健診業務の集約化

従来巡回健診部門と施設健診部門、保健指導活動を行う健康支援部門を集約し、健診部として事業の業務効率化を図った。特に巡回と施設で分かれていた職員管理や各業者との連携なども一元化することで、業務処理を簡素及び迅速に対処し、事務作業を整理することで健診部全体の作業効率を上げることができた。

#### 5) 新健診システム導入準備

現行システムの老朽化、非効率化を解消すべく、新システムの導入準備を進めた。

グループ機関の一般財団法人日本健康管理協会のシステムをプラットフォーム化し、コスト面や業務効率面でメリットのある選択を行った。新システムの選択理由として特に健診現場でのスムーズなデータの収集・連携、更に健診結果の処理速度の向上、人的要因のミスや遅れを防止に最も効果を期待する。併せて各部門と連携し、業務運用や処理に精通した職員にて新システムのプロジェクトチームを2021年度より編成する。

## ■ 活動結果・報告

2020年度は新型コロナウイルス感染症の世界的流行を起因とする経済情勢の悪化により、極めて不透明な情勢が継続した。特に2020年4月には緊急事態宣言が政府より発出され、およそ2か月間に渡り総合健診事業がほぼ停止しました。これらの状況を踏まえ、2020年活動結果を報告致します。

### 事業目標

- 1) 成長に向けた事業基盤の強化
- 2) 公益事業の拡大

### 1. 公益事業

#### 1) 保健指導及び健康教育等の事業

健康増進の啓発を目的とした「健康づくり講座」は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い開催自体を休止した代わりに、ラジオ放送にて全国に渡り健康情報を発信する事業を行った。併せてWEBを使った保健指導、保健相談などの保健指導事業を実施し、非接触型の面談を増やすことで感染リスクの低減を図った。今後も更なる財団の公益性、公共性を高める事業として継続していく。

#### 2) 健康保持・健康増進の為に広報活動

年間4回発行する広報誌「バランス」では健康保持・健康増進に関わる情報を広く公開し、今年で発行10年目を迎えた。また財団事業の報告及び健診結果の統計的な分析結果を載せた「事業年報」を毎年発行。地域・行政・健康保険組合等に配布し、併せて財団ホームページにも広く公開した。

### 2. 収益事業

#### 1) 事業活動による既存契約の継続及び新規契約の獲得

新規顧客の獲得を目的として企業情報の収集を行い、DM、テレアポ、訪問を段階的に行った。地域別や業種別に戦略を考え、お客様から興味を持っていただくような提案を進め、一般企業および健康保険組合などを中心とした訪問活動を積極的に行い、新規顧客の獲得や新規事業所の紹介に繋げた。また、既存のお客様にはより充実した健診項目のご提案を行うとともに、適正な健診料金の提示を進めた。加えて渉外課職員に売上目標を設定し達成に向けて渉外活動の強化を行った。

#### 2) 売上管理の活用

財団事業の採算、効率を更に重視するため、一元化された売上管理表の活用を始めた。各事業から実績と売上予測を入力し、全体会議で報告及び周知を行った。これにより全職員が売上と売上予測を把握し、意識して事業に取り組める体制を構築することが出来た。

#### 3) ネットワーク健診の新予約システム安定化

2020年度より新予約システムが本稼働した。前システムに比べ本システムが利用者の受診率の向上や事務処理の迅速化に寄与したが、運用面においては今後の課題も見受けられた。また、受診者情報も蓄積されたことから、一斉メール配信による予約・受診勧奨などが実現出来る様になり、受診率向上を目指すサポート提案が可能となった。

#### 4) 健診業務の集約化

従来の巡回健診部門と施設健診部門、保健指導活動を行う健康支援部門を集約し、健診部として事業の業務効率化を図った。特に巡回と施設で分かれていた職員管理や各業者との連携なども一元化することで、業務処理を簡素及び敏速に対処し、事務作業を整理することで健診部全体の作業

効率を上げることができた。

#### 5) 新健診システム導入準備

現行システムの老朽化、非効率化を解消すべく、新システムの導入準備を進めた。

グループ機関の一般財団法人日本健康管理協会のシステムをプラットフォーム化し、コスト面や業務効率面でメリットのある選択を行った。新システムの選択理由として特に健診現場でのスムーズなデータの収集・連携、更に健診結果の処理速度の向上、人的要因のミスや遅れを防止に最も効果を期待する。併せて各部門と連携し、業務運用や処理に精通した職員にて新システムのプロジェクトチームを2021年度より編成する。

## 3. 本部巡回健康診断

### ■ 取り組み

本部巡回健康診断は学校保健としての学生健診、地域保健としての住民検診、産業保健としての職域健診を実施しています。この内、年間を通して主として行っているのは職域健診です。

職域健診は事業者が労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して医師による健康診断を実施しなければならないとされ、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければなりません。職域健診の健康診断には、大きく分けて「一般健康診断」と「特殊健康診断」があります。一般健康診断は法律（労働安全衛生法66条第一項）で定められているもので、事業者が労働者の健康状態を把握した上で、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的としています。

一般健康診断には、以下の7種類のものがあります。

- ① 雇入時健康診断（労働安全衛生則第43条）  
…………… 全ての労働者
- ② 定期健康診断（労働安全衛生則第44条）  
…………… 全ての労働者
- ③ 特定業務従事者健康診断（労働安全衛生則第45条）  
……………（注）参照
- ④ 海外派遣労働者健康診断（労働安全衛生則第45条の2）  
…… 海外に6ヶ月以上派遣される労働者
- ⑤ 結核健康診断（労働安全衛生則第46条）  
…… 雇い入れや定期健康診断で結核の疑いがあると診断された労働者

#### ⑥ 給食従事者の検便（労働安全衛生則第47条）

…… 事業に付属する食堂または炊事場における給食に従事する労働者の検便

#### ⑦ 自発的健康診断

（注）特定業務健康診断の特定業務とは、深夜業・坑内業務・暑熱業務など（労働安全衛生則第13条第一項第2号に規定）、事業者はこれらの業務に従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6ヶ月以内毎に1回、定期の一般健康診断を実施することが、労働安全衛生則第45条に規定されています。

特殊健康診断には法律で定められているものと、通達等による指導推奨（行政指導）に基づくものがあります。特殊健康診断は特定の有害物（例：有機溶剤、鉛など）を扱う労働者、有害な作業環境下（例：粉塵の多い職場）で働く労働者に対して、有害因子による健康障害を早期に把握するために行われるものですが、そのほとんどで健康障害が引き起こされていないことの確認のために行われています。

法律で定められている特殊健康診断には、以下のものがあります。

- ① じん肺健康診断（じん肺法）
- ② 有機溶剤健康診断（有機則）
- ③ 鉛健康診断（鉛則）
- ④ 特定化学物質健康診断（特化物）
- ⑤ 電離放射線健康診断（電離則）
- ⑥ 四アルキル鉛健康診断（四ア則）

- ⑦ 高気圧作業健康診断（高圧則）
- ⑧ 石綿健康診断（石綿則）
- ⑨ 歯科健康診断（安衛則第48条）

現在、行政指導に基づく特殊健康診断は、VDT、騒音、腰痛、振動工具、紫外線・赤外線など、30種類程度あります。

また、2020年7月の省令改正による特殊健康診断項目の変更にも対応し、特殊健康診断を実施しています。

## ■ 活動結果・報告

定期健康診断は常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳や心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどを目的として事業者により実施されています。

労働者の健康管理を取り巻く環境も労働者の高齢化傾向が進むとともに、ストレスチェック制度の創設などにより大きく変わっています。現在、脳や心臓疾患による労災支給決定件数も高水準で推移していることから、定期健康診断への役割も今まで以上に大きなものとなっています。この一般健康診断、特殊健康診断結果を有効に活用するためには、その前提となる検査結果の精度が高くなければ何の意味もありません。あるべき検査測定結果に対して何らかの要因により測定結果が異なる場合、その差を測定誤差といいますが、当財団ではこの測定誤差を広義に理解し、胃部撮影や超音波検査といった検査実施者による差も検査測定（実施）誤差の内の1つとして捉え、出来るだけ小さくするよう、その原因に応じて取り組んできました。

この測定誤差及び検査実施誤差の原因として、①検査機器に依存した誤差、②検査実施者に依存した誤差、③環境条件に依存した誤差の3つがあります。これらの誤差解消に向けて以下のように取り組んできました。

- ① 検査機器固有の誤差解消するために
  - ア：定期的なメンテナンス実施による消耗部品の交換
  - イ：校正が必要な機器については定期的な校正の実施
  - ウ：始業点検による精度の確認
- ② 検査測定実施者による個人差を解消するために
  - ア：検査測定方法の標準化
  - イ：全国労働衛生団体連合会開催の各種研修会や精度管理への参加によるスキルアップ
  - ウ：各種検査学会への参加によるスキルアップ
  - エ：定期的な自主研修会による問題の共有化と検査技術教育によるスキルアップ
- ③ 環境条件による誤差を解消するために
  - ア：聴力検査では環境モニター活用による測定環境の確保

イ：環境に起因したヒューマンエラーを解消するための自動測定機器の導入

以上の取り組みを行ってきました。

また、②の検査測定実施者による個人差を解消するためには各検査測定方法の標準化や継続的な職員教育が必要になることから、今後も継続的で中長期的な視野に立って取り組んでいきたいと考えています。

## 実施している生理機能検査について

心電図検査は動脈硬化や心筋の異常、不整脈などをチェックすることが主な検査意義であり、職域、地域住民、学生など、幅広い年齢層に実施しています。眼底検査は、高血圧症や糖尿病による変化の評価はもとより、近年の高齢化に伴い失明原因の眼科疾患の中で上位を占め、今後も増加が見込まれる緑内障や加齢黄斑変性症のスクリーニング検査として、健康診断における検査意義は大きいと考えられます。肺機能検査は、じん肺法検査の実施以外に慢性閉塞性肺疾患（COPD）の重症度を判定するための検査としても実施されています。当財団においては「日本呼吸機能検査ガイドライン」に基づき検査を行っています。現在、人間ドックやスクリーニングとしての肺機能検査は新型コロナウイルスの感染リスクを鑑み、当財団では実施しておりません。じん肺法検査や特殊健康診断領域における肺機能検査については、十分に感染対策を講じたうえで必要最低限実施をしています。骨密度検査は踵骨に超音波をあて、骨を通過する速度から骨密度を測定する方法を用いて、主に骨粗鬆症の予防や早期発見のために実施しています。

医療技術の進展や科学的知見の蓄積も進んでおり、健康診断の診断手法や検査項目に関しても、これらに対応したものとすることが必要です。現在の社会の要請に応えられるよう、今後も継続的で中長期的な教育計画を通して知識や技術の向上といったスキルアップを図り、より精度の高い健康診断を実現させることによって企業の生産性、ひいては社会全体の生産性の向上に引き続き寄与していく所存です。

## 精度管理について

### 胸部X線・胃部X線検査について

全国労働衛生団体連合会が実施している精度管理調査の胸部X線検査分野において、昨年に引き続き今年もA評価を得ました。胃部X線検査分野において昨年はA評価、今年もB評価を得ました。原因として「撮影に係る評価」における減点が挙げられます。全衛連主催の講習会に参加した内容を水平展開し、A評価を目指していきます。

使用する装置や機器の精度を維持・管理する目的として、使用の都度始業点検を行うことはもちろん、装置や機器メーカーによる定期点検や保守点検も定期的実施することで管

理を行っています。

厚生労働省が平成22年3月に取りまとめ「チーム医療の推進」で取り上げた“実施可能な行為の拡大、明確化”で放射線技師の業務として「画像診断等における読影の補助」があります。

近年、市区町村の胃がん検診の判定結果に関して「日本消化器がん検診学会」「胃がん検診精度管理委員会」により作成されたカテゴリー分類による判定結果が求められてきています。カテゴリー分類の特徴は、胃がんリスクの要因であるピロリ菌感染の有無により行われている点です。ピロリ菌感染により生じる胃炎、萎縮の診断が判定区分の必須条件に入ることにより精検不要の判定の中でも胃がんリスクの有無（高低）が分かる結果となっています。撮影者は画像上でのピロリ菌感染の有無を見分けられる撮影画像を提供しなくてはならず、すなわち読影力が必要となり「読影の補助」につながってきます。

撮影技術向上、読影力向上、精度管理向上の手段として「新・胃X線撮影法ガイドライン」に基づく新撮影を導入しています。導入により透視観察中に微細な粘膜画像まで確認出来るようになりました。このような社会の要請に応えられるよう、各種学会への参加の環境作りなど、今まで以上に教育環境の整備にも力を入れていきたいと考えております。技師の技術向上のため学会や学術集会へ積極的な参加を促すとともに、日本消化器がん検診学会の「胃がん検診専門技師」認定資格の全員取得を目指しています。また、「胃がん検診専門技師」取得者だけが受験可能な「胃X線検診読影補助認定技師」資格については10月に2名取得しました。

医療法規則の一部を改正された省令が（平成31年度厚生労働省令第21号）が交付され、診療用放射線の安全管理体制について2020年4月1日に施行されました。これに伴い当財団では「診療用放射線の安全利用のための指針」を作成し、放射線技師の責任者は外部による医療放射線安全管理責任者講習会を受講しています。責任者は内部講習会を行いその内容を診療放射線技師等に周知しています。

### 腹部超音波検査について

全国労働衛生団体連合会による腹部超音波検査精度管理調査の結果として昨年に引き続き今年もA評価を得ました。評価の内容として、正常例の写真が良い評価を得られたこと、

評価の対象となる有所見の症例が一定数あり、選別対象の所見から良好な写真を選定することが出来たため一定の評価を得ることが出来ました。

腹部超音波検査は可聴域（20～2000Hz）外の非常に高い周波数をもつ音波（超音波）を腹部に向けて送信し、跳ね返ってくる反射波（エコー）を画像化して腹部の臓器の状態を調べる検査で、臓器の様子がリアルタイムに放射線の被曝なしに観察出来る検査です。主に肝臓、胆道、膵臓、腎臓、脾臓、副腎などの臓器を観察していきます。下腹部の超音波検査では、膀胱、前立腺、子宮や卵巣の様子を調べることが出来ます。ただし、超音波の性質上、肺や胃、腸など空気を多く含む臓器は画像として捉えにくいいため、これらの臓器の検査には不向きです。また、脂肪は超音波を跳ね返す力が強いいため、肥満の人では良い画像が得られないことがあります。これら超音波の検査で異常があるときに疑われる病気には、脂肪肝、肝嚢胞、肝硬変、胆嚢ポリープ、胆石、胆管拡張、胆嚢癌、胆管癌、膵炎、膵癌、腎嚢胞、腎結石、水腎症、腎癌、腹水、大動脈瘤、副腎線腫、子宮筋腫、子宮内膜症、子宮癌、卵巣嚢腫、卵巣癌、尿管結石、膀胱結石、膀胱癌、前立腺肥大症、前立腺癌等があります。使用する機器の精度維持や管理を目的として、生理機能検査の機器においても日々の始業点検はもちろん、機器メーカーによる定期点検も実施しています。技師の知識と技術向上に向け、全国労働衛生団体連合会、超音波検査学会、超音波検査医学会の主催する講習会に参加しています。

今後、より高い専門性が求められていることから、超音波検査実施技師は全員「日本超音波医学会」が認定する超音波検査士取得を目指しており、超音波検査士員に向けた教育を強化し、現在1名の職員が取得に向け取り組んでいます。

### 健診に従事する職員について

例年、全国労働衛生団体連合会による選別聴力検査研修会や労働衛生の基礎研修会などの参加や第一種衛生管理者の資格取得など、健康診断を実施する機関の職員として必要かつ知っておくべき知識の習得に努めています。

今年度は新型コロナウイルスの影響により研修会の参加を見送らざるを得ませんでした。1名の職員が第一種衛生管理者の取得に向け取り組んでいます。

## 4. 長野県支部巡回健康診断

### ■ 取り組み

長野県支部は、長野県中南部地域を主要範囲として、当該地域の職域巡回健康診断実施を中心に活動しております。2016年からはその巡回健診に加え、事務所移転と共に「ほたるの里健診センター」を新規開業、施設健診の実施を開始し、2020年度で5年目となりました。

巡回健診では労働安全衛生法に定められた定期健康診断を主としていますが、製造業の盛んな地域ということもあり、有機溶剤や特定化学物質使用者に対する特殊健康診断についても該当する事業所が多く、巡回健診でも各事業所のニーズに合わせて実施しております。また、雇入時健康診断や特定業務従事者（主に深夜業）の健康診断についても、事業所から提出された名簿に基づき実施しております。近年の傾向として、全国健康保険協会（協会けんぽ）管掌の生活習慣病健診や、加入先の健康保険組合が行う生活習慣病健診を定期健康診断と兼ねて実施する事業所が増え続けております。

2020年年初に発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に全国へと広がりを見せ、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大、健康診断も大きな影響を受けることとなりました。長野県を含む39県は5月14日に緊急事態宣言が解除されましたが、感染へのリスクから健診実施延期を希望する事業所が続出し、対応に追われ続けました。

新型コロナウイルスについては、感染者の増加と減少（いわゆる第〇波）を繰り返し、収束が見通せない中、国や健診関係8団体から示されている感染拡大防止策を適切に講じた上で健診を実施することにより、受診機会の確保に努めました。

### ■ 活動結果・報告

長野県支部では、一般健康診断を約43,800件実施しております。健診種類の内訳としては法定健診が約26,000件、法定省略健診が約2,800件、生活習慣病が約15,000件となっております。

省略健診は、2017年8月4日付 厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長に対し「定期健康診断等における診断項目の取り扱いについて」（基発0804第4号）の通達が出されたことを受け、従来は省略健診を実施していた事業所が法定項目健診実施への切り替えが続いていることが要因です。

2020年巡回健診における主な検査項目毎の実施件数は、心電図検査実施件数39,354件、眼底検査実施件数は8,989件、超音波検査は腹部・下腹部・乳腺を併せて述べ5,233件、胸部X線検査実施件数は40,233件、胃部X線撮影検査の実施件数は4,951件となりました。

長野県支部で常時使用している健診車について、一般財団法人日本宝くじ協会様の補助事業として、胃胸部レントゲン車1台を2021年3月に新規に導入しました。胸部と胃部の撮影室がそれぞれ独立している構造のため効率的な撮影が可能となり、受診者の皆様に対し待ち時間の短縮が実現しました。

新型コロナウイルスへの対応に終始した2020年度となりました。4～7月に実施を計画していた事業所を中心に実施延期が相次ぎました。延期となった事業所は秋以降に再度巡回を計画・実施せざるを得ない状況となったことから巡回健診実施計画が大きくバランスを欠いたものとなってしまいました。

5月14日の解除以降、2020年度内に長野県を対象地域とした緊急事態宣言は発出されなかったものの、感染拡大防止のために行う機器の消毒・受診者の検温をはじめとする体調状況の把握・スタッフの感染予防のための措置（フェイスガードの着用や手指の消毒など）・健診会場の換気などについては常時実施することが求められ、通常の検査業務以外にもすべき作業が増え、健診スタッフへの負荷が増大しました。更にスタッフ自身が感染するかもしれないという心理的な負担も加わり、心身ともに困難な状況での業務遂行を強いられました。

感染予防のために需要が急拡大したマスクや消毒液については、全国的な物品不足の影響もあり、これらの物品の確保にも多くの労力と経費を費やしました。時間の経過とともに物品不足は解消に向かいつつありますが、手袋等一部の物品については入手に時間を要するものも残されています。

実施計画の立案においては、いわゆる「3密」の回避のため、健診日数の増加や健診時間の拡大を求める事業所が相次ぎました。健診車両やスタッフの数にも限度があることから、感染拡大防止と事業運営との両立という観点から対応に苦慮しました。

コロナの収束が見通せない中、すべき感染対策を着実に励行し、「受診者へ不安を与えない・健診現場で感染を発生させない」という高い意識を持ち続けて、微力ながら皆様のお役に立つ健診機関であるよう、より一層努力して参ります。

## I 5. 施設健康診断

### 1) 高井戸東健診クリニック

#### ■ 取り組み

高井戸東健診クリニックは本部ビル開設以来からある1階「総合健診フロア」と、開設14年目となる2階「女性のためのがん検診フロア」で健康診断および各種がん検診を実施しています。

「総合健診フロア」では、日帰り人間ドック、各種健康診断（生活習慣病予防、一般定期、特殊など）を行い、上部消化管レントゲン検査および内視鏡・肺レントゲン検査、骨密度測定、腹部超音波検査等に対応しています。クリニック契約の職域人間ドック・健診、巡回健診未受診者受け入れ、住民健診・がん検診（胃、大腸、肺がん検診）、学生健診と多様な検査を扱うほか、各種のワクチン接種も行っています。

「女性のためのがん検診フロア」は、総合健診フロアとの協力のもと人間ドックや各種健康診断の一部を担うほか、職域婦人検診、住民や個人のがん検診（子宮頸部、乳がん検診）に対応しています。また、子宮・卵巣・乳房の精密検査や一般診療を行い、検診後のフォロー体制を確立しています。

- (1) 検査精度の向上、安全な検査の提供のために、検査項目の充実・精度管理のための調査・職員の研修会参加の奨励などを行っています。
- (2) 受診者の満足度を高めるには精度の高い検査の提供が第一ですが、接遇や施設の充実も欠かせません。接遇アンケートの実施や総合健診フロアの改装、女性が受診しやすい環境整備により受診者の気持ちに寄り添ったサービスを目指しています。
- (3) 受診者増加を目指し、渉外部との連携を強め新規事業所の開拓に努めます。
- (4) 近隣の住民健診・がん検診を遂行、地域医師会や保健所への協力により、地域医療へも積極的に取り組んでいます。
- (5) 完全予約制を原則としており、予約業務の効率化は長年の目標です。

#### ■ 活動結果・報告

##### (1) - 1 健診・がん検診

法定の職域健診や区民健診では検査項目が限られています。また、がん検診では検診精度向上のため二つ以上の検査による診断が望ましいものの、委託元の事情等で十分とは

いえないコースも見受けられます。そこで、受診者のライフスタイルや年齢に合わせてお選びいただけるオプション検査を統一し追加できる体制を整えました。

胃管内視鏡検査は大学病院と業務提携を行い、医療連携の強化と人間ドック等の受入れ体制を整えました。

##### (1) - 2 検診精度管理

使用機器や装置は使用の都度始業点検を実施しています。また、機器メーカーによる定期点検や保守点検を実施することで精度管理を行っています。

また、がん検診で要精密検査対象者の紹介先からの診断結果は、読影担当医師にフィードバックすることで撮影や読影の精度向上に努めています。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため各検査に於いて安全性を第一に実施致しました。

##### (1) - 3 職員研修

新型コロナウイルス感染拡大のため外部研修は中止となりましたが、感染防止対策について関係各所と連携を取り、マニュアルを作成し職員に周知致しました。加えて、11月には院内感染対策のため、クリニックスタッフとしてどう対応したらよいか検討し、資料を配布し周知しました。また、年末年始に向けて自宅にて発熱などの症状が出た際の対応について、東京都・杉並区の資料を例に配布し、12月の定例ミーティングにて質疑応答を行いました。

##### (2) 接遇や健診環境整備

総合健診フロアの待合室と男性用更衣室を広くするなどの改修を行い、混雑の緩和に努めました。女性専用日を第1・第3月曜から第1月曜・第3金曜に変更したことで受診可能日の選択肢が増え好評でした。女性のためのがん検診フロアでは女性スタッフのみで対応するなど、女性が受診しやすい環境整備は継続しています。

##### (3) 受診数増加への試み

渉外部と連携し、新規事業所の開拓を進めました。また、健康保険組合様と直接契約を締結し、人間ドックの受診率向上に努め、差額人間ドック等についても積極的にご提案しました。

そして、「法定省略健診」を受診されていた全ての事業所に「定期健康診断における診断項目の取り扱いについて」を理解していただきました。

#### (4) 地域への貢献

本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により区民健診の開始時期が従来の6月から8月に変更になり、短期間での受診による混雑が懸念されました。そのため、予約枠を再検討しスムーズご受診いただけるように調整しました。また、受診後の結果説明は、再来院が難しい方に電話等で対応致しました。

#### (5) - 1 健診診時間枠の改善

1階2階同日受診者の流れを円滑にするため、従来の区民健診予約日枠を見直しました。また、検診と一般診療が混乱せず、時間当たりの受診者が均等配置できる予約枠を構築しました。現時点では特別混雑することなく運用していますが、今後も随時見直しをしながら改善を図って参ります。

#### (5) - 2 予約業務の効率化

電話、FAX予約に加え、Webサイト、メールでの予約受付を開始しました。お申込みが集中する期間は日程確定連絡が遅延しましたが、電話が繋がらないというご指摘は減少しました。よりスムーズにお申込みいただく様改善を図って参ります。

## 2) ほたるの里健診センター

### ■ 取り組み

当施設は2016年に長野県支部事務所の移転と共に新規開業し、施設健診の実施を開始し5年目を迎えることとなりました。開業当初は存在すら知られていなかった施設でしたが、現在ではリピーターの方がそのお知り合いをご紹介下さるとい嬉しい事例もあり、開業当初から目標に掲げている「地元に着した健診施設」となるべく努力を重ねております。

当施設では全ての受診者を完全予約制とし、日帰り人間ドックコースや各種女性がん検診を中心とする個人向け健康診断と、労働安全衛生法に定められた定期健康診断・

特殊健康診断を主とする職域健康診断の二つを大きな柱としております。

人間ドックコースについては施設開設当初より4コースあったものを、受診者にとってわかり易くかつ予約時の案内がスムーズにできるよう見直しを図り、標準コースとして1コースを新たに設定し、女性専用のオプションを組み込めるようにいたしました。

各種女性がん検診については、健康保険組合をはじめ、周辺自治体が行う子宮がん検診・乳がん検診の委託を受け実施しております。健康保険組合においては、生活習慣病健診の項目の一部として実施しており、健康保険組合が設定している被扶養者向け生活習慣病健診の受診も含めて、微力ながら女性がん検診受診の場を提供させていただいております。受診に対するニーズはあるものの、地域的に担当医師のスケジュール確保が課題となっており、十分にそのニーズに応えられていない現状に、地方における一健診機関での活動の難しさを痛感しております。

職域健診では、巡回健診の際に受診できなかった従業員や、巡回できない小規模事業所の従業員に対する定期健康診断・雇入時健康診断・各種特殊健康診断等を実施しております。施設開業後から取引を開始した周辺企業も増加しています。また、以前は巡回健診で受診していた企業において、施設健診ならではの受診環境の良さを評価していただき、施設での受診に切り替えていただいた企業も増加しました。ご利用いただいた受診者の「口コミ」に勝る広告はなく、その逆もあることを肝に銘じて、一人一人の受診者に向き合っています。

2020年は新型コロナウイルスへの対策について様々な影響を受けることとなりました。受付担当者は、受診者の体調確認や消毒への協力依頼等の業務が加わり元々煩雑な受付業務に更に追い打ちをかけました。また検査にあたるスタッフも通常の業務に加え、検査機器の消毒や受診者との適正な距離の確保、部屋の換気等気の抜けない作業が加わり、スタッフ一同1日も早いコロナ禍の収束を願っております。そして、コロナ禍であっても受診を希望される受診者の方々の負託にお応えすべく、日々すべきことを着実に実施して受診者の皆様をお迎えしていきます。

## 6. ネットワーク健診

### ■ 取り組み

全国の提携医療機関をご利用頂くネットワーク健診は、健診予約から結果返却までのデータ化を一括代行する健康診断業務代行サービスを【健診倶楽部】にて展開しております。

事業所、健康保険組合、受診者、医療機関の窓口となり、健診予約調整、健診結果取得・データ化、健診料金支払い、請求処理までを一括代行、健康診断業務管理の業務効率化を実現しています。日々お客様からいただくご意見・ご要望にお応えするため機能の追加などを行い、より快適な健診業務代行サービスを提供出来る様継続して参りました。

前年度より導入準備を開始した新予約システムは2月より本番運用を開始し、①より安全なデータセキュリティを保持した環境 ②受診者の機能拡張（スマホからのアクセス、WEB問診事前回答、履歴の閲覧） ③管理者側の機能強化（各社毎のメール設定、お知らせ設定、予約・受診勧奨サポート）を実現し、更に社内業務改善へと繋がりました。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大により政府から緊急事態宣言が発令され、特に感染者数の拡大が見られた対象地域の多くの医療機関は感染拡大防止のための事業停止を決定する事態となりました。その状況下、健診倶楽部の運用は警戒対象地域に於いては受診者の安全確保のための一斉キャンセル、対象エリア外に於いては医療機関と受診者の日程調整、緊急事態宣言解除後の一斉再予約、各

安全対策の確認といった多数の業務を短期間で臨機応変に対応しました。受診控えも懸念されましたが、受診率は年度内では昨年度同等まで回復しています。新予約システム導入が大きく影響し業務改善が図られ、初年度から安定した稼働となりました。

### ■ 活動結果・報告（2020年4月～2021年3月）

2020年度実績：37,505件

- ① 新予約システム導入、運用開始
- ② 各実施要綱の見直し、改定
- ③ 全国提携医療機関情報の収集、整備、健診結果の早期回収、不備の削減
- ④ 契約情報設定の作業効率化
- ⑤ 医療機関の新規開拓
- ⑥ 予約フォーム（簡易版）の継続運用
- ⑦ RPAによる、WEB登録の自動入力継続運用※新システム導入により廃止

上記①新予約システムの導入により、スマホからのアクセス数が増加、⑦RPAは廃止することが可能となりました。②～⑤については継続して取り組み、医療機関との連携を強化して行くとともに、今後も安定稼働の継続とより快適な健診業務代行サービスを提供出来るよう努力して参ります。